

万国郵便連合一般規則の第三追加議定書

万国郵便連合一般規則の第三追加議定書

アビジャンにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第百六條を次のように改める。

第百六條 管理理事会の構成及び運営

1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、

管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。第一段から第三段までの規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5 管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチームその他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第二条

一般規則第百七条を次のように改める。

第百七条 管理理事会の権限

1 管理理事会は、次の権限を有する。

1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。

1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

1.3 連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によつて確定され、及び承認された連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によつて作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。

- 1.4 1.3の規定に従い、連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。
- 1.5 やむを得ない場合には、第百四十五条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。
- 1.6 請求があつた場合には、第百五十条6に定める条件に従つて、一段階低い分担等級の選定を認めること。
- 1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。
- 1.8 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して、通常予算によって賄う国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。
- 1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。
- 1.10 郵便業務理事会と協議の上、第百五条1及び2.1に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。

1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査すること並びに連合と他の国際機

関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。

1.12 郵便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に特別のオブ

ザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者（大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に
限る。）を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

1.13 第一百一条3に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.14 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

1.15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これ

らの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。

1.15.2 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国

- 1.16 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。
- 1.17 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。
- 1.18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に係る行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。
- 1.19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。
- 1.20 第百十三条1.6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。
- 1.21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。
- 1.22 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討すること。
- 1.23 国際事務局の活動を監督すること。

1.24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。

1.25 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し）に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

1.26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに關する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

1.27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。

1.28 次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。

1. 29 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第二百二十二条の規定に従って同委員会の組織を承認すること。
1. 30 第二百二十二条に規定する関連する内部規則に詳細に定めるところにより、諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従って委員の資格を取り消すこと。
1. 31 連合の財政規則を定めること。
1. 32 予備基金の管理規則を定めること。
1. 33 特別基金の管理規則を定めること。
1. 34 特別活動基金の管理規則を定めること。
1. 35 任意基金の管理規則を定めること。
1. 36 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。
1. 37 福祉基金規則を定めること。
1. 38 第百五十二条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。

1.39 管理理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第三条

一般規則第百八条を次のように改める。

第百八条 管理理事会の会期の開催

1 管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出する。議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2 管理理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が

生じた他の全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。

5 諮問委員会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

第四条

一般規則第百十条を次のように改める。

第百十条 旅行の費用の償還

1 管理理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、同理事会及び国際連合がそれぞれ作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（当該他の方法による旅行の費用は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないもの

とする。）の償還を受ける権利を有する。これと同様の権利は、同理事会の委員会又は他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するとき、当該委員会又は他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

第五条

一般規則第一百十二条を次のように改める。

第一百十二条 郵便業務理事会の構成及び運営

1 郵便業務理事会は、四十八の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。各地理的集団の理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。前段及び中段の規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事

会の活動に積極的に参加する。

4 郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。

5 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチーム、利用者の資金提供による補助機関その他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第六条

一般規則第百十三条を次のように改める。

第百十三条 郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。

1.1 国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。

1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

1.4 加盟国及びその指定された事業体に関係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野において加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとることを。

1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

1.6 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。

1.7 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

1.8 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.9 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し）を含む全ての加盟国又はその指定された事業体に関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問

題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。

1.10 大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。

1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

1.12 開発途上にある新たな国の現状及びニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

1.13 連合の施行規則を改正すること。この場合において、郵便業務理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。

1.14 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

1.15 いずれかの加盟国が第三百三十九条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟

国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告（連合の文書に定める場合には、拘束力のある規定）として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.18 第百五十二条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

1.20 郵便業務理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第七条

一般規則第百十四条を次のように改める。

第百十四条 郵便業務理事会の会期の開催

1 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国及び四の副議長国並びに各委員会の議長国、副議長国及び共同議長国を選出する。同理事会の議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2 郵便業務理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略（特に連合の常設機関の戦略に関する部分）に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本

活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

5 諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

第八条

一般規則第百十六条を次のように改める。

第百十六条 旅行の費用の償還

1 郵便業務理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（当該他の方法による旅行の費用は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。）の償還を受ける権利を有する。

第九条

一般規則第百十九条を次のように改める。

第百十九条 諮問委員会の構成

1 諮問委員会は、次のものから成る。

1.1 非政府機関（利用者、配達業務提供者又は郵便局員若しくはその雇用者を代表する団体を含む。）、慈善団体、標準化に係る団体、金融及び開発に係る団体、郵便業務分野への物品及び業務の提供者、運送に係る団体並びに他の民間部門の団体その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する企業

1.1 の二 加盟国又は連合の機関（諮問委員会を含む。）により推薦された郵便分野の高名な人物

1.1 の三 削除

1.2 削除

1.3 削除

1 の二 諮問委員会の全ての委員は、いずれかの加盟国において設立され、及び当該加盟国が要求する場

合には当該加盟国において正当に登録され、又は1.1の二に規定する高名な人物の場合にはいずれかの加盟国において恒常的な居住地を有していなければならない。

2 諮問委員会の運営費は、管理理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、同委員会の委員が分担する。この場合において、諮問委員会内部規則に定めるところにより、同委員会の委員の個別の法的性質及び財政能力に応じて、異なる負担金を適用することができる。

3 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

第十条

一般規則第二百二十条を次のように改める。

第二百二十条 諮問委員会への参加

1 諮問委員会への参加は、管理理事会が定める申請及び承認の手續であつて第二百七条^{1.30}の規定に従って行われるものによつて決定される。

1の二 前条に規定する団体又は高名な人物が提出する諮問委員会への参加の申請には、同条1の二に規定する関係する加盟国の書面による事前の承認又は推薦を添付する。

2 諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。

第十一条

一般規則第二百二十一条を次のように改める。

第二百二十一条 諮問委員会の権限

1 諮問委員会は、次の権限を有する。

1.1 管理理事会及び郵便業務理事会の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となっていない事項の秘密性が要求される場合には、第百九条^{2.3}及び第百十五条^{2.3}の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。

1.2 諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。

1.3 郵便業務分野に関する問題を検討し、及びこのような問題に関する報告書を提出すること。

1.4 管理理事会及び郵便業務理事会の活動に貢献すること（特に、報告書及び勧告を提出し、並びにこれらの理事会に意見を述べること。）。

- 1.5 管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、大会議に対し勧告を行うこと。

第十二条

一般規則第二百二十四条を次のように改める。

第二百二十四条 諮問委員会のオブザーバー

- 1 加盟国並びに第二百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会の会合に参加することができる。

- 2 諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

- 3 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその

議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第十三条

一般規則第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 国際事務局長の権限

0 の二 国際事務局長は、連合を法的に代表する。

1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括する。

2 職の分類、任命及び昇級に関し、

2.1 国際事務局長は、G 1 から D 2 までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

2.2 国際事務局長は、P 1 から D 2 までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の国籍を有し、又は加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務

局長は、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮する。D 2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるものとする。

2.3 また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D 2、D 1及びP 5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。

2.4 国際事務局の職員のD 2、D 1及びP 5の等級への昇級については、国際事務局長は、2.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

2.5 採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮することの要請よりも能力を優先する。

2.6 国際事務局長は、職員のP 4からD 2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。

3 さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

3.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續において仲介

者として行動すること。

3.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。

3.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。

3.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。

3.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

3.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。

3.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。

3.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。

3.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。

3.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって次回の大会議に提出されるものを作成すること。

3.11 削除

3.12 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

3.12.1 連合と限定連合との間

3.12.2 連合と国際連合との間

3.12.3 連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間

3.12.4 連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間

3.13 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

3.13.1 連合の機関の活動の準備及び組織

3.13.2 書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

3.13.3 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

3.14 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができない。

第十四条

一般規則第三百三十二条を次のように改める。

第三百三十二条 情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があったときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2 国際事務局は、特に、郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明し、又は紛議の解決のための業務を提供すること（紛議の解決のための業務は、有償で、かつ、管理理事会が採択する関連する手続に従って提供する

ものとする。）、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、特定の問題についての他の加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体の意見を知るために照会を行う。照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。

4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。

5 国際事務局は、連合の文書又は決定に従って自己の任務を遂行するために加盟国又はその指定された事業体から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。

第十五条

一般規則第百三十八条を次のように改める。

第百三十八条 大会議への議案の提出の手續

1 加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。

1.1 大会議の開会日の四箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ四箇月の期間は、受理されない。

1.3 実質的な議案であつて大会議の開会日の四箇月前から三箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

1.4 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ三箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

1.5 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会日の四箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会日の四箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査

することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなった変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するため、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4 編集上の議案には、これを提出する加盟国が「*Proposition d'ordre rédactionnel*」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び管理理事会又は郵便業務理事会による議案の提出については、適用しない。

第十六条

一般規則第三百三十八條の二を次のように改める。

第三百三十八條の二 前條の規定に従つて提出された議案を修正するための手續

- 1 既に提出された議案（管理理事会又は郵便業務理事会によつて提出されたものを含む。）に対する修正案は、大會議内部規則に定める手續に従い、國際事務局に提出することができる。

- 2 削除

第十七條

一般規則第四百四十條を次のように改める。

第四百四十條 大會議から大會議までの間における條約又は約定の改正の議案の審査

- 1 万国郵便條約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手續に付する。
 - いづれかの加盟國が國際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のため全ての加盟國に当該議案を送付する。加盟國は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、四十五日の期間を与えられる。修正は、認められない。この四十五日の期間が満了した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟國に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう投票權を有する各加盟國に要請す

る。四十五日の期間内に自国の賛否が同事務局によって受領されなかった加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。これらの手続に係る書類及び意見は、物理的手段又は安全な電子的手段により提出されなければならない。また、加盟国が同事務局に書類又は意見を提出する場合には、関係する加盟国の政府当局から正当に委任を受けた代表者が署名しなければならない。この1の規定の適用上、「安全な電子的手段」とは、データの処理、保管及び送信のために使用されるあらゆる電子的手段であつて、同事務局又は加盟国による書類及び意見の提出の際にそのデータの完全性、保全性及び秘密性を確保するものをいう。

2 議案が連合のいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手続に参加することができる。

第十八条

一般規則第四百一条を次のように改める。

第四百一条 大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続

削除

第十九条

一般規則第四百四十四条を次のように改める。

第四百四十四条 施行規則及び大会議から大会議までの間に採択された決定の効力発生

1 施行規則及びその改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

2 1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

第二十条

一般規則第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 連合の経費の決定

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十二年から二千二十五年までの各年につき三千八百八十九万三十スイス・フランを超過してはならない。二千二十五年に予定される大会議が延期される場合には、この年次経費の最高限度額は、同年より後の各

年についても等しく適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超

過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第二十一条

一般規則第四百四十六条を次のように改める。

第四百四十六条 加盟国の分担金に関する規則

1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

3 加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及

び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

5 連合に対して負う分担金の滞納については、大会議又は管理理事会が決定する例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。大会議又は管理理事会が二十年を超える回収期間の支払に関する合意を承認する場合には、当該合意に署名した加盟国が滞納している分担金の年間の支払額は、当該加盟国の年間の分担金の額を下回ってはならない。

6 また、大会議又は管理理事会のうちいずれかの機関が決定する例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、当該機関は、当該加盟国が支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

6の二 同様に例外的な状況において、大会議又は管理理事会は、関係する加盟国から書面による請求があつた場合には、当該加盟国が支払うべき滞納金（これに係る利子を除く。）の総額の少なくとも半分に相当する額を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を免除し、及び当該加盟国に課さ

れている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

6の三 大会議又は管理理事会は、また、長年にわたる滞納金を有する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が連合の年次経費に対する過去五年間（現会計年度を含む。）の義務的な分担金（これに係る利子を除く。）を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を例外的に免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

6の三.1 6の三の規定の適用上、「長年にわたる滞納金」とは、連合の年次経費に対する義務的な分担金に関連する滞納金（利子を含む。）であつて、過去の五の会計年度より長い期間について支払期限が到来したものをいう。

6の三.2 同様に、6の三の規定の適用上、特に第百五十条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国しよが長年にわたる滞納金を有する場合には、大会議又は管理理事会は、これらの加盟国の「過去五年間の義務的な分担金」について、当該加盟国の属する現行の分担等級を基礎として算定することを例外的に決定することができる。この場合には、当該分担等級の額に五を乗ずる。

6の四 第百五十条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国しよが6の二及び6の三に規定す

る支払の取決めによって利益を得ることを認められる場合には、関係する加盟国が支払った額の五十パーセント以上は、当該加盟国に利益をもたらすことを目的とした連合主導の技術援助計画に充てられる。

6の五 6の二及び6の三に規定する例外的な支払の取決めの枠組みにおいて免除された元金又は利子は、取り消されず、連合は、適用される財政規則に従って当該元金又は利子を保留し、及びこれらについて引当金を計上する。関係する加盟国がその後自動的制裁を受ける場合には、当該元金又は利子は、連合によって当該加盟国の滞納金として直ちに再登録される。

7 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

8 3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

9 国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関

係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

- 10 国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課すること、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

第二十二条

一般規則第百五十条を次のように改める。

第百五十条 分担等級

- 1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級の構成は、一単位等級から始まり、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて定められた水準まで一単位等級ごとに上がる。加盟国は、当該分担率を考慮しつつ、自国の経済力に基づいて、自国の分担等級を選定する。国際連合が後発開発途上国と認める加盟国は、一分担単位の半額を支払う。国際連合が人口二十万未満の開発途上にある島嶼国（しよ）と認める加盟国は、一分担単位の十分の一の額を支払う。

- 2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい

期間継続することを条件として、一層大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、当該加盟国は、自国の選定した一層大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に応じて経費も増加するものとする。

3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十一条4に定める手続に従い、国際連合の経費配分に関する最新の分担率を考慮しつつ、自国の分担単位数を選定する。

4 国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を超えて支払を行う加盟国は、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を二分担単位を限度として引き下げる権利を有する。ただし、その引下げに当たっては、国際連合の経費配分に関する現行の分担率に基づくとしたならば支払うこととなる分担金の額を下回らないことを条件とする。当該引下げに係る経費については、万国郵便連合憲章第二十一条3に定める手続に従い、全ての加盟国が連帯して負担する。国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国は、現行の分担率の水準に達するまで、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少な

くとも二分担単位引き上げるよう要請される。その要請に応じない加盟国は、分担保単位数の総数の増加によって生ずる分担保単位当たりの価値の低下による利益を受けない。

5 削除

6 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担保等級に従った分担保金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担保等級への一時的な変更を認めることができる。

7 6の規定の適用による分担保等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担保等級に戻る。

8 一層高い分担保等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第二十三条

一般規則第百五十三条を次のように改める。

第百五十三条 仲裁手続

1 仲裁によつて解決を図る紛議が加盟国間で生じた場合には、その一方の当事者である加盟国は、他方の当事者である加盟国に対し、紛議の対象となっている事項を書面により通報し、及び仲裁手続の開始の意思を通知により表明しなければならない。

2 紛議が業務上の又は技術的な性格を有する問題に係るものである場合には、各加盟国は、自国の指定された事業体に対し、3から14までに規定する手続に従つて行動することを要請し、及び権限を委任することができる。関係する加盟国は、仲裁手続の進捗状況及び結果について通報を受ける。以下この条において当事者である加盟国又は関係する指定された事業体を「係争当事者」という。

3 係争当事者は、一又は三の仲裁者を指定することを選択する。

4 係争当事者が三の仲裁者を指定することを選択する場合には、各当事者は、係争に直接の利害関係を有しておらず、仲裁者として行動する加盟国又は2の規定に従つて仲裁者として行動する指定された事業体を選定する。二以上の加盟国又は指定された事業体が提携する場合には、これらの加盟国又は指定された事業体は、この条の規定の適用上、単一の当事者とみなす。

5 当事者が三の仲裁者を指定することを合意する場合には、第三の仲裁者については、当事者間の共同の合意により指定されるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。

6 いずれかの約定に関する紛議の場合には、当該約定に参加している加盟国以外の加盟国を仲裁者として指定することができない。

7 係争当事者は、合意により単一の仲裁者を指定することができるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。

8 国際事務局は、仲裁手続の開始の通知が行われた日から三箇月以内に一方又は双方の係争当事者が仲裁者を指定しない場合において、要請が行われたときは、仲裁者を指定しない加盟国に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。同事務局は、双方の当事者が要請を行わない限り、審議に参加せず、及び仲裁者として行動しない。同事務局は、仲裁者として行動する場合には、有償で、かつ、管理理事会が採択する紛議の解決のための関連する手続に従って行動する。

9 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者によって裁定が言い渡される前のいかなる時においても、紛議を解決することを共同して合意することができる。当事者は、紛議を解決する決定の後十日以内に国際

事務局に対して仲裁手続の取下げを書面により通報しなければならない。当事者が仲裁手続の取下げを合意した場合には、一又は二以上の仲裁者は、その紛議を裁定する権限を失う。

10 一又は二以上の仲裁者は、提供された事実及び情報に基づいて紛議の裁定を行う。紛議に係る全ての事項は、当事者及び一又は二以上の仲裁者に通報されなければならない。

11 一又は二以上の仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行うものとし、当該裁定は、仲裁手続の開始の通知が行われた日の後六箇月以内に国際事務局及び当事者に通知される。

12 仲裁手続は秘密とされ、紛議についての簡潔な説明及び裁定のみが、当該裁定が当事者に通知された後十日以内に国際事務局に書面により通報される。

13 一又は二以上の仲裁者による裁定は、最終的なものとし、全ての当事者を拘束し、及び上訴を許さない。

14 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者による裁定を遅滞なく実施する。加盟国が仲裁手続に関与し、及び当該仲裁手続に従う権限を自国の指定された事業体に委任する場合には、当該加盟国は、当該指定された事業体が一又は二以上の仲裁者による裁定を実施することを確保する責任を負う。

第二十四条

一般規則第百五十五条を次のように改める。

第百五十五条 書類、審議及び業務上の通信に使用する言語

1 連合が発行する書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係する全ての費用を負担することを条件として、使用することができる。

2 公用語以外の一の言語の使用を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。

3 書類は、国際事務局が、直接、又は2の規定によって構成された言語集団の地域事務局の仲介により、かつ、国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式によって発行する。

4 国際事務局が直接発行する書類は、できる限り、請求された各言語について同時に配布する。

5 加盟国又はその指定された事業体と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務

局が翻訳業務を有する言語のいずれによっても行うことができる。

6 いずれかの言語への翻訳の費用（5及び第三百三十六条の規定の適用から生ずる費用を含む。）は、当該言語の使用を請求した言語集団が負担する。公用語を使用する加盟国は、公用語以外の言語への翻訳の費用として、一定額の支払を行う。当該一定額に係る分担単位当たりの金額は、国際事務局の他の業務用言語を使用する加盟国が負担する分担単位当たりの金額と同額とする。書類の提供に関するその他の全ての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によって定める。

7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国の間で他の分担基準によって分担することもできる。ただし、関係加盟国が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集団の代弁者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。

8 国際事務局は、加盟国が言語の選択を変更することを請求する場合には、一定の期間（二年を超えないものとする。）の後にこれに応ずる。

9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設（電子装置の有無を問わない。）により、フランス語、英語、スペイン語、ロシア語及びアラビア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によって行う。

10 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。

12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

13 加盟国又はその指定された事業体は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語はフランス語とする。

第二十五条

一般規則第百五十八条を次のように改める。

第百五十八条 この一般規則の効力発生及び有効期間

1 削除

2 この一般規則は、二千十四年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

第二十六条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十二年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十一年八月二十六日にアビジャンで作成した。

